

## 「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」に係る効果検証結果

- ・活動指標：寄り添い弁護士による社会復帰支援の対象者数 ⇒ 実績 31 人（目標 30 人）
- ・成果指標：寄り添い弁護士による社会復帰支援を実施した人数（支援内容別人数）⇒ 実績 31 人（支援内容別は実施報告書を参照）

効果検証項目	検証の実施方法	効果検証	課題	解決策
①実施報告書に基づく分析 参考：実施報告書	効果検証にあたっては、支援を行った対象者の属性や刑事司法手続の段階、活動を行った弁護士の支援内容等について分析する必要があることから、愛知県弁護士会に再委託して事業実施し、作成した実施報告書に基づき検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑事司法手続の段階別の実績人数としては、検察段階及び裁判(審判)段階の入口支援が 12 名、矯正段階及び保護段階の出口支援が 19 名の計 31 名であり、入口支援及び出口支援のどちらにおいても効果がある取組であることが確認できた。なお、対象者の年齢別に見ても、10 代から 65 歳以上までの幅広い年齢層で成果を挙げている。</li> <li>○ 特に、全体 31 名の実績の中でも矯正段階における実績が 18 名と約 6 割を占めており、矯正施設が行う特別調整などの出所支援活動の対象外であっても、出所(退院)の前後を通じて同一の弁護士が寄り添って支援活動を行うことが可能である特徴が、効果として表れたものといえる。なお、保護観察期間の終了前後においても同様の効果はあるものと考えられる。こうしたことから、弁護士の新たな役割として出口支援活動を位置付けられる可能性を示唆することができたものと思料される。</li> <li>○ また、入口支援においては、不起訴処分や保護観察付き執行猶予処分、少年事件での保護観察処分などの場合に、処分決定後も(元)弁護士・付添人として費用支払の対象である支援活動を継続することができ、モチベーションを高める一助となることから、弁護士の入口支援活動についても、より活性化することが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援活動の申出者別の実績では、全体 31 名のうち矯正施設からの依頼が 11 名と約 35%を占めたことも特徴の一つであり、法務省の地方機関との連携体制強化という点で効果が表れ、矯正施設におけるニーズが大きいことも確認できた。 一方では、矯正施設から依頼のあった案件の中には、矯正施設側で出所支援が行われた後の、出所予定日の 1 週間前に申請があったため、十分な支援活動を行うには時間的余裕があまりない状況となり対応に迫られたものもあったことから、申請と活動期限の時的タイミングについて課題があることが示唆された。</li> <li>○ 対象者の男女別の支援実績では、全体 31 名のうち女性は 1 名のみ（豊橋刑務支所の被収容者）であるが、これは県内に所在する 8 つの矯正施設のうち女性を収容する施設が豊橋刑務支所の 1 つのみ（女子を収容する少年院はない）であることも要因の一つである。 今回のモデル事業における対象者は、帰住先が県内である場合や、県内の矯正施設の被収容者である場合に限定しているが、県外が帰住先である場合や、県外の矯正施設の被収容者である場合（特に女性）は対象外となってしまうため、地方公共団体として事業実施する上では、地域性の取扱いが課題となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援申請と活動期限のタイミングに係る課題を解決するためには、「併行支援」（刑事施設による支援と寄り添い弁護士による支援を同時並行して行うこと）が可能となるよう関係者と協議・調整することが効果的である。より早期から対象者のニーズに合った支援活動が開始できるようにするためには、収容施設等における処遇・支援が進行している段階で、寄り添い弁護士による支援が妥当な活動内容（例えば法的な問題への対応など）については支援申請してもらい、両者による支援が協調しながら併行して行われることにより、犯罪をした者等の社会復帰、再犯防止に向けた有意義な取組が可能になるものと考えられる。</li> <li>○ 地域性の取扱いに係る課題を解決するためには、今回のモデル事業の成果を踏まえ、寄り添い弁護士制度を全国規模あるいは国の地方機関単位（ただし、女性対象者はより広域規模である必要）で拡充することにより、各都道府県の弁護士会が連携・協力しながら対応することが可能になるものと考えられる。 そのためには、法務省において寄り添い弁護士制度を事業化した上で、国から都道府県に対し所要の財源について財政的支援を講じるか、国が直接実施する事業にするといった方策が効果的であるものと思料される。</li> </ul>
		<p>【学識経験者意見】龍谷大学法学部教授 浜井浩一氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回のモデル事業は、どこで、どのようなニーズがあるか、何が出来るかということをも明らかにしていくことが目的だと思うので、様々な段階や年齢層への支援実績ができたという点は意味が大きい。</li> <li>○ 制度的な保証がないことが弁護士の寄り添い活動の支障となっていて、制度さえあればやりたい事があるという弁護士のニーズを顕在化させることができたと思われる。</li> <li>○ 保護観察所からの件数が少なかったのは、そもそも保護観察所が更生支援を行う場所であることと、保護観察終了後の生活まで十分に考えられる体制になっていないところが要因として考えられる。保護観察終了後のことまで考えられる体制になればニーズが増えると思われる。</li> </ul>	<p>【学識経験者意見】龍谷大学法学部教授 浜井浩一氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑務所の分類調査の段階から釈放後のことも考えて、各施設が受刑者のニーズや相談先を把握しておけば、釈放前に外部から適切なアドバイスをもらう等の支援が受けられるはずなので、刑務所から出所直前に相談されたケースがあるというのは、矯正施設側の課題であり、改善点である。</li> <li>○ 県の事業として行うには地域等の縛りがあるため、本制度を有効に機能させるためには、全国的な連携が必要不可欠であることも事業を通じて明らかになった。</li> <li>○ 事業を通じて、矯正管区の意識と、弁護士の理解が深まり、お互いに何ができるのか把握できるようになったことに本事業を実施した意味があったのではないかと。</li> </ul>	

効果検証項目	検証の実施方法	効果検証	課題	解決策
<p>①実施報告書に基づく分析</p>	<p><b>【関係機関の主な意見】</b></p> <p>○ 保護観察所では、保護観察期間中に住居や就労の確保について地域の関係機関との調整及び引継ぎをしている。寄り添い弁護士制度にはこれ以外の法的支援を期待していたため、保護観察所からの依頼が少なくなったと考えられる。</p> <p>しかしながら、今回の結果から、同弁護士制度は、医療・福祉関係の支援でも積極的に取組が行われていることが示されたため、保護観察所からの引継ぎ先の一つとして弁護士制度へのニーズが高まるものとする。</p>		<p><b>【関係機関の主な意見】</b></p> <p>○ 矯正施設と寄り添い弁護士による併行支援に加え、保護観察所による生活環境調整などと寄り添い弁護士による併行支援を行うことがより効果的であり、関係者間での連携の在り方について一定のルールを定めることで、一層効果的な支援につながると考える。</p> <p>○ 矯正施設としては、特別調整等が不調となった場合に備えて、本モデル事業の利用を視野に入れている旨を更生保護官署及び愛知県弁護士会に連絡できる体制が整えられれば、出所間際での本モデル事業の利用は回避されると思料する。</p> <p>○ 対象者・矯正施設・弁護士の三者面談の実施や社会復帰支援会議への参画などにより、弁護士との間で継続的な情報共有があることで、より効果的な支援が可能になると思われるため、情報共有のあり方を検討する必要があると思料する。</p>	

効果検証項目	検証の実施方法	効果検証	課題	解決策
<p>②事業周知の 妥当性の検討</p> <p>参考：別紙1</p>	<p>活動指標に係る目標の達成原因を明らかにするためには、「寄り添い弁護士制度」に係る事業周知の方法が適切だったかどうかを検討する必要がある。</p> <p>したがって、愛知県弁護士会の内部における制度周知の時期や説明方法、外部の関係機関・団体に対する支援活動の対象や申込方法等に係る周知・協力依頼の時期や説明方法などについて検証する。</p>	<p>○ 愛知県弁護士会内での周知を始め、愛知県再犯防止連絡協議会の構成員あての周知や、関係機関のセミナー等での説明、名古屋矯正管区及び名古屋保護観察所への協力依頼などを行った結果、目標を上回る支援実績を挙げることができた。</p> <p>○ 愛知県弁護士会に所属する弁護士からの申請が19件と全体の約3分の2を占めており、従前は(元)弁護士・付添人としてボランティアの形で行われてきた活動が正当な位置付けにできることが、事業周知の上でも成果を挙げる大きな要因となった。</p>	<p>○ 支援活動の申出者については、弁護士からの申出が19件、矯正施設からの申出が11件と大半を占めており、申請者にかたよりが生じている。</p> <p>○ 弁護士からも支援活動の範囲や支援の連携先が分からないとの意見があり、関係機関・団体においてもどのような場合に利用可能な制度なのか認知が進んでいないと思料される。</p>	<p>○ 申請者にかたよりがあある状況を解決するためには、更生保護関係者やその他の関係団体に対しても更なる周知が必要である。</p> <p>○ より効果的に申請者を増やすためには、支援の対象となる活動の範囲や連携先等について、モデル事業の実績を踏まえたマニュアル等を整理し、併せて周知することが有効であると考えられる。</p>
<p><b>【学識経験者意見】 龍谷大学法学部教授 浜井浩一氏</b></p> <p>○ 今回はモデル事業として、目標値も達成でき、ちょうど良い規模感でできたのではないかと。</p> <p>○ 矯正施設や弁護士から多くの申請があったことに意味があり、今後、矯正施設や更生施設、弁護士との連携方法について具体的に示され、どのような場合に使える制度なのか周知をしていけば、ニーズはもっと増えると考えられる。</p>		<p><b>【学識経験者意見】 龍谷大学法学部教授 浜井浩一氏</b></p> <p>○ マニュアルを作成するという点に関して、あまりマニュアル化してしまうと、マニュアルに載っていないことはやらなくて良いと捉えられる恐れがあるため、例えば、弁護士会の中で委員会のようなものが出来て、その中で寄り添い弁護士の経験がある弁護士が若手の弁護士を指導するというような体制が出来れば良いのではないかと。</p> <p>○ 周知の課題といえば、地域生活定着支援センターからの申請がなかった点が挙げられる。地域生活定着支援センターは、福祉の専門である一方、債務問題や家族問題等の法的問題を解決する専門ではないので、そこに弁護士が関われるメリットは大きいと感じている。</p>		
<p><b>【関係機関の主な意見】</b></p> <p>○ 本モデル事業の円滑な運用を図ることを目的として、名古屋矯正管区と愛知県弁護士会の間で「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業に係る被收容者と弁護士との面会等に関する申合せ」を締結したほか、その事務手続と併せて本モデル事業について愛知県内矯正施設に周知を図ったことが申出件数の増加に寄与したものと考えられる。</p> <p>こうしたことから、関係機関等において、事務手続と併せた周知を行うことが有効であると思料される。</p>		<p><b>【関係機関の主な意見】</b></p> <p>○ 地域生活定着支援センターでは、これまで愛知県弁護士会と連携し、帰住先調整等の支援を行ってきたが、これらの活動も、「寄り添い弁護士制度」の活動の一つであるため、弁護士の方々と一緒に活動をする際には、寄り添い弁護士として申請をしているかどうかを確認するようにしたい。</p> <p>また、債務整理や離婚問題の解決については、生活保護の受給証明を持って法テラスに相談していたが、実際に活用できた事例を今後も情報共有できれば、一定程度活用につながると思われる。</p> <p>○ 特別調整や生活環境調整の制度と、寄り添い弁護士制度の相違点や連携の在り方について周知又は勉強・協議する場を設けることで、申請者の拡大及び効果的な支援を期待できる。</p> <p>○ 国が民間団体に支援を依頼する場合においては、個人情報保護の観点からその取扱いに留意する必要があるため、支援対象者の手続き方法や個人情報の取扱い等についてルールを決めておけば、より多くの機関が円滑に申請できると思料する。</p> <p>○ リーフレットや小冊子を作成し、矯正施設で配布又は掲示をすることで、事業に関する案内が効果的に行えることに加え、利用可能な内容・要件等に関する理解も進むと思料する。</p>		

効果検証項目	検証の実施方法	効果検証	課題	解決策
<p><b>③支援内容の妥当性の検討</b></p> <p>参考：別紙2</p>	<p>成果指標に係る目標の達成原因を明らかにするためには、寄り添い弁護士が実施した社会復帰支援の支援活動内容が適切だったかどうかを検討する必要がある。</p> <p>支援内容については、居住手続や就労窓口、医療・福祉関係機関への橋渡し、債務整理等の法的な問題への対応などを想定していたことから、支援対象者へのアンケート、寄り添った弁護士の活動報告の集計結果等に基づき、支援活動によって得られた成果などの実績について検証する。</p>	<p>○ 今回のモデル事業においては、居住先の確保や生活保護受給、医療機関への引継などで多くの成果が挙げるとともに、債務整理など法的な手続の支援についても一定の成果を挙げることができた。こうした結果は、入口支援・出口支援の区分にかかわらず対象者に寄り添った支援を行うことが可能な弁護士独自の役割の効果の表れと捉えることができる。</p> <p>○ なお、支援対象者である加害者側だけでなく、被害者側にも一定のメリットがあると思料される事例（被害者遺族との面会の実現）があったことも、社会的信頼性の高い弁護士ならではの活動成果であるといえる。</p>	<p>○ 県内の矯正施設を対象に実施した事前ヒアリング調査では、受刑者等の支援ニーズとして、被害弁償や謝罪、成年後見の申立て、多額の債務整理、自己破産、離婚、抹消された住民票の復活、失踪宣告の取り消しなど、法的な問題への対応が必要な場面が多くあることが明らかになったが、今回の事業期間での実績としては少なかった。</p> <p>○ 今回のモデル事業では単年度での事業実施を前提としていたが、事業終了時点までに支援が全部終了とならなかった案件があったため、事業終了後も引き続き支援継続していく必要が生じている。</p>	<p>○ 法的な問題への対応が可能である特徴を十分に発揮するためには、関係機関・団体への事業周知にあたり、その点を一層強調しながら申請者を広く募集することが有効であると考えられる。</p> <p>○ 犯罪をした者等の円滑な社会復帰や再犯防止に向けてより効果的に取組を進めていくためには、単年度ではなく複数年度において息の長い支援が可能な制度として構築していくのが妥当であり、そのためには今後も国からの継続した財政的支援が望まれる。</p>
<p><b>【学識経験者意見】 龍谷大学法学部教授 浜井浩一氏</b></p> <p>○ つながりを持っている人が関係機関の窓口まで連れて行くだけで意味があるが、それが弁護士となると社会的信頼が高いため、つながれた窓口にも良い意味でプレッシャーとなる。被害者とのやり取りに関していえば、間に弁護士が入ることで、被害者側も受け入れやすく、安心感があると思われ、それが実績として挙げられているということは重要なことだと感じる。</p>		<p><b>【学識経験者意見】 龍谷大学法学部教授 浜井浩一氏</b></p> <p>○ 法的支援については潜在的なニーズとしてはあると思われるが、出所直前に相談がくるというようなケースの場合は、帰る場所や今後の仕事についての調整が最優先され、法的な問題は二の次であり、そのようなことが法的支援についての実績が少なかったことの要因であると考えられる。</p> <p>○ 事業を通して様々な人が関わることで問題点が見えてきた。あくまでもニーズや今後の課題を提示することが本モデル事業の目的であるので、それが見えてきたことに大きな意味があった。</p>		
<p><b>【関係機関の主な意見】</b></p> <p>○ 矯正施設の被収容者の出所後についての関心事のほとんどが帰宅先や就労（就学）であると考えられるため、社会的信頼性の高い弁護士による帰宅先の確保やその後の生活支援が実施されたことは、彼らを社会に定着させる上でも非常に効果の高い事業であったと思料される。</p> <p>○ 弁護士には幅広い人脈と活用できる資源を有する方が多数いるため、帰宅調整に苦慮しているケースの在院者と面接をしていただき、社会復帰の方向性に関する助言をいただく等の活動が期待される。</p> <p>○ 社会復帰後の保護観察機関中は保護司及び保護観察官が指導監督・補導援護という形で関わるが、家族の下に帰宅できない場合、在院中から関わっていた弁護士の方に出院後も家族に代わる存在として寄り添い、助言してもらうことができれば、社会復帰後の支援にもつながることになり、再犯・再非行を防ぐ効果が期待される。</p>		<p><b>【関係機関の主な意見】</b></p> <p>○ 居住先や就労先の確保の調整が最優先となりがちで、債務の問題や被害弁償などの法的支援にまで十分に手が回らないことを解決するには、居住先や就労先の確保について、特別調整、生活環境調整等の制度を用いながら、保護観察所、地域生活定着支援センター、就労支援事業者機構等との連携支援をお願いしつつ、併行して法的支援について寄り添い弁護士による支援を行うことが、再犯防止に向けより望ましい形であると考えられる。</p> <p>○ 当該モデル事業が円滑な社会復帰及び再犯・再非行防止のための取組であるため、複数年度において支援が可能な制度として構築することに加え、再犯・再非行防止にどの程度の効果が表れたのか検証する方法を検討することが必要であると思料する。</p>		